



2012年11月7日

各位

会社名 ハリマ化成グループ株式会社
代表者名 代表取締役社長 長谷川 吉弘
(コード番号: 4410 東証第1部、大証第1部)
問合せ先 取締役内部統制グループ長 松田 幸信
(TEL. 03-5205-3080)

内部統制システムの整備に関する基本方針の一部変更に関するお知らせ

当社は、2012年11月7日開催の取締役会において、内部統制システムの整備に関する基本方針に関し、下記のとおり一部変更することを決定いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 変更内容

(変更箇所は下線で示しております。)

変更前	変更後
<p>1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制</p> <p>(3) 業務執行部門から独立した<u>監査室</u>が定期的に内部監査を実施し、その結果を被監査部門にフィードバックするとともに、経営層及び監査役に適宜報告する。</p> <p>5. 株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制</p> <p>(3) <u>監査役と監査室</u>は、定期的または臨時にグループ管理体制を監査する。</p> <p>7. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制</p> <p>(1) 取締役及び使用人は監査役に対して、法定の事項に加え、次の事項を遅滞なく報告するものとする。</p> <p>②<u>監査室</u>が行う内部監査の結果</p> <p>8. その他監査役が実効的に<u>行われることを確保するための体制</u></p> <p>(2) 監査役は<u>監査室及び会計監査人</u>と緊密な連携を保ちながら自らの監査結果の達成を図る。</p>	<p>1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制</p> <p>(3) 業務執行部門から独立した<u>監査グループ</u>が定期的に内部監査を実施し、その結果を被監査部門にフィードバックするとともに、経営層及び監査役に適宜報告する。</p> <p>5. 株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制</p> <p>(3) <u>監査役と監査グループ</u>は、定期的または臨時にグループ管理体制を監査する。</p> <p>7. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制</p> <p>(1) 取締役及び使用人は監査役に対して、法定の事項に加え、次の事項を遅滞なく報告するものとする。</p> <p>②<u>監査グループ</u>が行う内部監査の結果</p> <p>8. その他監査役が実効的に<u>行われることを確保するための体制</u></p> <p>(2) 監査役は<u>監査グループ及び会計監査人</u>と緊密な連携を保ちながら自らの監査結果の達成を図る。</p>

2. 変更日

2012年11月7日(水)

以上